

海外経済要録

米州諸国

◇米国の国家の急務に関する特別教書と对外援助教書

ケネディ大統領は5月25日「国家の急務に関する特別教書」を、翌26日「对外援助に関する特別教書」をあいついで議会に送った。

「国家の急務に関する特別教書」において大統領は、米国は自由の将来に関する長期かつ困難な試練に見舞われていることを強調、とくに今日自由の防衛と拡大にとって最大の戦場となっている南半球とくにアジア、中南米、アフリカ、中近東などの新興民族地域での全体主義的帝国主義の侵略を傍観することはできないとの決意を表明するとともに自由のための戦に際して米国民の犠牲と協力を要請した。今回の教書は、このような緊急な事態に対処するため從来年頭1回に限っていた慣例を破って提出されたものであり、第2の一般教書と称されている。

本教書により要請された予算増額提案の内容は、下記のとおり宇宙開発、国防、对外援助を中心とするものであって、一部に予想されていた国内景気対策のための公共事業費などを含んでおらず、政府がある程度景気の見通しに自信を得ていることを示すものとして注目される。

- (1) 宇宙開発——1971年までに人間を月に到達させる月旅行計画、原子力ロケットの開発、通信気象衛星の開発など679百万ドル（今後5年間に70～90億ドルが必要）。
- (2) 国防——通常兵器の陸軍および海兵隊の強化 160百万ドル。
- (3) 对外援助——経済援助として大統領緊急基金へ250百万ドル、軍事援助として285百万ドル。
- (4) 国内経済——中小企業庁の中小企業援助のため130百万ドル、失業者の職業訓練のため75百万ドル。
- (5) その他——米国情報局のラテン・アメリカ、東南アジアに対するラジオ、テレビ放送強化のため2.4百万ドル。

一方对外援助教書は、3月22日議会に提出された教書を具体化し、かつ緊急な予算増額を提案したものであつて、その骨子は次のとおりである。

- (1) 経済援助機関を統一するため新たに国務省内に国

際開発局（Agency for International Development-A.I.D）を設け、これまでの国際協力局（I.C.A）および開発借款基金（D.L.F）をこれに吸収する。国際協力局長には次官級の人物を任命し、大統領および国務長官に直屬させる。

(2) 平和のための食糧計画および平和部隊は、国際協力局の管轄外とするが国際協力局との間に適当な調整機関を設ける。

(3) 軍事援助は従来どおり国防省の管轄とする。

(4) 1962年度の支出権限として、軍事援助 1,885百万ドル（285百万ドル増）、経済援助 2,921百万ドル（大統領特別基金 250百万ドル、歐州諸国の戦後債務返済分 287百万ドルなど521百万ドル増）を要請する。

(5) 長期開発借款のための資金として財務省からの借入権限62年度 9億ドル、その後4年間毎年16億ドルを要請し、さらに海外諸国の戦後債務返済金毎年約3億ドルを予定する。

1961、62年度の予算概要

(単位・百万ドル)

区分	1961年度	1962年度 (当初)	1962年度 (改訂)
予算見積り額			
歳入	78,524	81,433	81,433
歳出	80,693	84,259	84,983
収支尻	- 2,169	- 2,826	- 3,550
歳出内訳			
国防	42,500	43,800	44,232
対外援助			
軍事	1,500	1,650	1,700
経済	1,725	1,875	2,125
新規支出権限額	87,141	86,026	87,937
要請			
国防	41,371	43,794	43,954
対外援助			
軍事	1,800	1,600	1,885
経済	2,131	2,400	2,921

◇中米経済統合銀行の発足

エル・サルバドル、ガテマラ、ホンジュラス、ニカラガの4か国による中米経済統合銀行（The Central American Economic Integration Bank）は各國の批准

を終えて5月8日正式に発足した。

同行は1959年1月に発足した中米共同市場のための金融機関として4か国の経済統合と経済開発を促進することを目的としており、5月23日ホンジュラスの首都テグスガルバにおいて当初資本金16百万ドル（4か国がそれぞれ4百万ドルを現地通貨で出資）、米州開発銀行からの借入金10百万ドルを資金として業務を開始した。

歐 賈 諸 國

◇西ドイツ・ブンデス銀行の支払準備率引下げ

ブンデス銀行は5月30日の中央銀行理事会において、居住者預金に対する支払準備率を1959年10月現在の率の10%方引き下げ、6月1日から実施した。

今回の措置は6月に税引揚げ（50億マルク以上）が予定されていること、最近金融機関の短資海外運用が活発化し国内金融が引締まり傾向にあること（5月下旬のコール翌日ものレートは公定歩合を上回っている）などを考慮しつつ、従来の金融緩和政策を推し進めたもので、引下げによる資金解放額は約8.5億マルクである。

支 払 準 備 政 策 の 推 移

区分	措置の概要	平均準備率 支払準備率 義務額	備考
1959年 10月	引締め政策開始前	8.1 %	71億マルク 非居住者預金について
11月	1959年10月末現在の率の10%引き上げ	8.9	79は1960年1月より1959年11月末の残高をこえる分につき法定最高限度の準備率を適用
1960年 1月	1959年10月末現在の率の10%引き上げ	9.7	89
3月	1959年10月末現在の率の20%引き上げ	11.2	105
6月	1959年10月末現在の率の15%引き上げ (ただし貯蓄預金については10%)	12.3	117
7月	3～5月の平均残高をこえる分につき法定最高限度を適用	12.5	122
12月	7月の特別措置廃止	12.3	123
1961年 2月	1959年10月末現在の率の5%引き下げ	11.8	122
3月	1959年10月末現在の率の10%引き下げ (推定)	11.0	115 (推定)
4月	1959年10月末現在の率の5%引き下げ (推定)	10.6	111 すべての非居住者預金につき法定最高限度の支払準備率を適用
6月	1959年10月末現在の率の10%引き下げ (推定)	9.8	102

◇デンマークの公定歩合引上げ

デンマーク国民銀行は5月20日、公定歩合を5.5%から6.5%へ引き上げる旨決定し、5月23日から実施した。

今回の引上げは1960年1月26日の引上げ（5%から5.5%へ）以来15か月ぶりの公定歩合変更であり、とくに6.5%という水準は現在の西欧主要国中最高であるのみならず、デンマークにとっても37年ぶり（1924年当時は7%）である点が注目される。

デンマーク経済は1958年下期以降、建築、設備投資の活発化、消費の拡大を主因に好況を持続してきたが、こうした需要の高水準を反映して、従来の金融引締め努力にもかかわらず昨年以来の大幅な輸入超過傾向が改まっていない。デンマークの貿易収支は昨年中317百万ドルという記録的赤字（1956～59年の平均赤字は約170百万ドル）となつたが、本年第1四半期も昨年並みの1億ドルの貿易赤字を記録しており、しかも昨年の輸入増大の主因は穀物・飼料の不作にあつたのに対して、本年は豊作のあとを受けてそうした特殊原因がないだけにいっそ懸念されている。

物価動向は昨年中の著しい貿易自由化の進展（自由化率86%から97%へ）により従来おむね安定裡に推移しているが、最近は労働力の不足が著しく、これに伴って賃金上昇（昨年中3%、本年中5%見込み）の物価へのはね返りが懸念されており、今後の物価動向は必ずしも樂観できない。

金・外貨準備は貿易収支の赤字を反映して、多額の外資導入が行なわれているにもかかわらず漸減傾向をたどり、4月末残高は253百万ドルと1959年末に比べ45百万ドル下回る状態である。

今回の引上げに先立ち、デンマーク国民銀行ニールセン総裁は4月20日、公開の席において、同國の企業家、銀行、労働組合などの態度に節度を要望し、国際収支の動向についての強い警告を發したが、今回の引上げは上記の諸情勢に対して国民銀行が従来にもましてきびしい金融政策手段をもって対処しようとする意志を表明したものと解せられる。

◇スウェーデンの高率適用措置

スウェーデン・リクスバンクは5月16日、市中銀行に対する貸出残高の限度を原則として借入銀行の自己資本の半額とする旨決定、即日実施した。この限度をこえる貸出は、リクスバンクが借入銀行の貸出態度、資金使途などを審査のうえ、特別の条件ある場合に限って認められる建前であり、かつ高率を適用される。またこの場合市中銀行が高率適用を受けたことを理由として対顧客貸

出金利を引き上げることは認められないこととなっている。高率適用歩合は公表されていないが、現在 9%（公定歩合 5%）と伝えられる。

スウェーデン経済は1959年下期以降、急速な景気上昇過程にはいり、昨年中鉱工業生産は 7.4%、雇用量は 4% の拡大を示したが、この反面国際収支は昨年中經常勘定の赤字が 87 百万ドルと 1959 年（7 百万ドル）を大幅に上回ったうえ、物価・賃金も上昇傾向が著しいので（昨年中生産費 + 3.3%、賃金 + 8.4%）早くから金融引締め措置が実施されてきた。すなわち、1959年秋以降支払準備率の引上げ、公定歩合の引上げ（1960年1月 4.5% から 5%へ）、1960 年春以降の国債の長期化政策や景気安定投資基金制度（anticyclical investment funds — 民間企業の余裕資金をリクスバンク預け金として凍結する制度）の実施、さらには 5 日をこえる中央銀行貸出に対し 6% の高率を適用する措置などがこれである。

こうした強力な金融引締め措置の結果、本年初来の経済動向はやや落ち着きを取りもどし、物価（年初來変わらず）、輸入（1～3月前年比 - 1.6%）の動向にも頭打ち傾向がみられるが、民間企業の設備資金需要は依然旺盛で、市中銀行のリクスバンク依存が増大しつつある点が問題であり、今回の措置はかかる動向を極力抑制して引締め基調の維持を図ったものと考えられる。

◇ フィンランドの支払準備預金措置

フィンランド銀行は 4 月 29 日、市中金融機関との間に次のとおり協定を結び、新たに支払準備制度を実施した。

- (1) 市中金融機関はフィンランド銀行に特別現金準備勘定を開設し、一般預金中当座ならびに定期預金残高につき、本年 4 月 30 日現在の残高に対する増分が前年同期の増分の 80% を超過した場合、その超過分を同勘定に預入する。ただしその預入額は 4 月 30 日現在の残高に対する増分の 20% をこえないものとする。
- (2) この特別預金勘定の預入期間は 1961 年 5 月以降、1962 年 4 月末までとし、フィンランド銀行は同勘定の残高を 1962 年 5 月ならびに 11 月の 2 回に分割して払いもどす。

- (3) フィンランド銀行は同勘定残高に対し、勘定開設銀行の平均預金利率（加重平均したもの）を 1.5% 上回る金利を付する。

フィンランドは法制上は支払準備制度を持たず、かつて 1955 年に今回の措置とほぼ同様の協定により準備預金勘定を開設したことがあるが、1956 年に廃止され現在に至っている。

同国経済は 1959 年年初から景気上昇過程にはいったが、紙、パルプ、木材などを中心とする輸出が好調で国際収支面にはおおむね不安はなく（金・外貨準備本年 3 月現在 346 百万ドル、1959 年末比 + 30 百万ドル）、また財政資金は揚超となっており、さらに E F T A 加盟に伴って産業の国際競争力強化を目的とした合理化投資を推し進める必要もあったため、とくに金融面から引締め政策をとることはなかった。しかし本年初来外貨短資の流入を主因に市中銀行の手元は漸次緩和傾向を示し、今後は財政が揚超に転ずる恐れもあるので、金融面からの過剰投資誘発を未然に防止するため、今回の措置がとられたものと考えられる。フィンランド銀行ワリス総裁は從来から市中銀行に対し健全な貸出態度を要望していたが、今回の措置が市中銀行の経営健全化をもあわせ意図しているものとみられる点注目に値いしよう。

◇ スペインの公定歩合引下げ

スペイン中央銀行は公定歩合を 5.75% から 5.00% へ引き下げ、6 月 9 日から実施した。

1959 年 7 月スペインは O E E C への加盟に際し、それまで危機状態にあった同国経済再建のため強力な「総合経済安定計画」を実施し、公定歩合も 5% から一挙に 6.25% へと大幅な引上げが行なわれたが、その後同計画は顕著な成果を収め、国際収支は黒字に好転（1958 年の 155 百万ドルの赤字から 1959 年には 121 百万ドルの黒字へ逆転し、1960 年には黒字は 409 百万ドルに増大）するとともに物価も比較的安定を維持してきている。このため昨年 4 月に公定歩合を 0.5% 引き下げ（6.25 → 5.75%）民間投資の振興を図ったが、今回さらにこれを 0.75% 引き下げ、上記の 1959 年 7 月の強力な引締め前の水準にもどしたものである。

スペインの公定歩合の推移

1954 年 7 月	3.75 %	1959 年 8 月	6.25 %
1956 年 9 月	4.25 %	1960 年 4 月	5.75 %
1957 年 7 月	5.00 %	1961 年 6 月	5.00 %

ア ジ ア 諸 国

◇ 第 4 回対印債権国会議の開催

インドに対する西側の援助問題を討議するため、第 4 回債権国会議が、世銀（I B R D）主催のもとに、5 月 31 日から 6 月 20 日まで、ワシントンにおいて開催された。同会議において、米、英、西ドイツ、日本、カナダ、フランスの参加 6 か国ならびに世銀および第 2 世銀（I D A）は、インドの第 3 次 5 カ年計画（1961 年 4 月～66

年3月)に対する最初の2年分として、下記のとおり合計2,225百万ドル(初年度1,295百万ドル、第2年度930百万ドル)の援助を供与するとの合意に達した。

区分	1961 年度 (1)	1962 年度 (2)	当初2 年年度分 (1)+(2)	分担 割合	備 考
米 国	百万 ドル 545	百万 ドル 500	百万 ドル 1,045	% 47.0	第3次5か年開発期間中に おける余剰農産物供与額 (13億ドル)を含まず
英 国	182	68	250	11.2	
西 ド イ ツ	225	139	364	16.4	
日 本	50	30	80	3.6	
カ ナ ダ	28	28	56	2.5	うち、贈与36百万ドル
フ ラ ン ス	15	15	30	1.3	会議の途中から対印債権国 の正式メンバーとなった
世銀および 第2世銀	250	150	400	18.0	
合 計	1,295	930	2,225	100.0	

同会議閉会後、世銀から発表されたコミュニケによれば、上記援助は、①インドの第3次5か年計画推進に要する当初2年分の所要外貨のほか、インドが当面する国際収支の不足を埋めるための援助分も含むこと、②各参加国の援助供与は、必要な場合にはそれぞれ国内で立法措置などを行なうとの留保がついていること、③会議の眼目は、インドの外貨支払負担をできるだけ軽減するような方法で援助を拡大することにおける、参加国が援助条件の緩和に十分な考慮を払うことを約したこと、などを明らかにしている。

なお、本会議は、20億ドルを上回る対印援助を決定して一応終了したが、インドの海外援助所要額(26億ドル当初2年分)との間にはまだ開きがあり、この不足分の調達や援助の実施状況などを検討するため、今秋再び債権国会議が開かれる予定である。

◇第2回対パキスタン債権国会議の開催

パキスタンの第2次5か年計画に対する援助問題を検討するため、第2回債権国会議が世銀(IRD)主催のもとに、6月5日から3日間にわたり、ワシントンにおいて開催された。同会議において、米、英、西ドイツ、日本、カナダ、フランスの参加6か国ならびに世銀および第2世銀(IDA)は、第2次5か年計画(1960年7月~65年6月)に対し第2年度(1961年7月~62年6月)分として総額320百万ドルの援助を与えることを決めた。昨年秋開催された第1回債権国会議において、同計画の第1年度分としてすでに229百万ドルの援助が決定しているので、今次決定分と合算して当初2年分の援助総額は549百万ドルとなった。その内訳は次のとおりである。

区 分	第1年 度 分	第2年 度 分	当初2年 度 分	分担割合	
				百万ドル	百万ドル
米 国	129.6	150	279.6	50.9	
英 国	22.4	19.6	42	7.6	
西 ド イ ツ	37.5	25	62.5	11.4	
日 本	20	20	40	7.3	
カ ナ ダ	19.8	18	37.8	6.9	
フ ラ ン ス	—	10	10	1.8	
世銀および 第2世銀	—	77.4	77.4	14.1	
合 計	229.3	320	549.3	100.0	

なお、今回の会議にさいし、パキスタン政府は第2、3年度分として9億ドルの援助を要請したと伝えられており、第3年度分以降の援助を検討するために今後1年以内に、再び債権国会議が開かれる予定である。

◇フィリピンの公定歩合引下げなど、金融引締めの再緩和措置

フィリピン中央銀行は、5月12日から公定歩合、支払準備率の引下げを実施し、また23日には商業銀行が輸入業者から受け入れた輸入為替付加金の中央銀行に対する納付期限の延長を決定した。その概要は次のとおりである。

- (1) 公定歩合の引下げ
基準再割引歩合 5% → 3% (過去の最高は6.5%)
農工業生産資金貸付優遇レート 4% → 3%
- (2) 商業銀行の要求払預金に対する支払準備率の引下げ
16% → 15% (法定最低準備率は10%)

- (3) 商業銀行の中央銀行に対する輸入為替付加金(賦課率15%)の納付期限延長

受入後直ちに納付→受入120日後に納付

本措置は、中央銀行通貨委員会が5月23日に決定、近く実施の予定。なお、フィリピンでは市中銀行が中央銀行の代理機関として、輸入業者から為替付加金を受け入れているので、本措置は市中銀行の資金繰りを緩和することとなる。

今回の措置は、①昨年4月以降、ペソの為替レートに割安な自由市場レートが導入され、その適用割合が徐々に拡大された結果、より多くのペソを必要とする輸入業者の手元資金繰りが窮屈となってきたこと、②政府は国内産業、とくに輸出産業の生産増大、合理化の促進を政策の目途としているが、最近、産業界に金融梗塞の緩和を要望する声が強まってきたこと、などの事情にかんがみ、昨年、自由市場レートの採用とほとんど同時に実

施してきた金融引締めの緩和方針を、今般さらに推進したものである。

この結果、新公定歩合は、同国において金融引締め政策が実施された1957年3月（公定歩合を1.5%から2.0%へ引上げ）の水準に接近し、また支払準備率は当時の水準（18%）を一段と下回るなど、過去3年間にわたった金融引締めの措置はほとんど撤回されることとなる。

フィリピン政府および中央銀行では、今回の措置に伴い増大するとみられる市中の追加信用が、生産部門により多く充当されるかぎりインフレの懸念はないとの楽観的観測をほのめかしており、また今後、金融逼迫状態がなお改たまらない場合は、中央銀行に対する政府の預け金から1億ペソ程度を市中銀行へ振り替える措置をも考慮している。

しかしながら、同国では、①輸入品価格が為替レートの実質的な切下げから、また、国産品のうち食料品価格が需給の逼迫から、それぞれ騰勢を示し、このため卸売物価の上昇テンポがやや目立っていること、②輸出の伸び悩み、輸入の漸増により外貨準備が減少傾向にあること、など経済情勢に微妙な変化が生じつつあるおりだけに、金融緩和政策が今後の経済動向に与える影響は注目を要しよう。

◇台湾の外国為替公定相場切下げと100元券の発行

外国為替貿易審議委員会は6月1日、外国為替公定相場を、1米ドル当り、従来の買い36.08元、売り36.38元を改め、売買相場とも40元に引き下げ、即日実施した。なお、為替売買手数料は従来どおり0.25%となっている。

ちなみに、台湾の外国為替相場には、公定相場と外国為替取組証相場（自由市場レート）とがあるが、昨年7月1日以降、それまで公定相場を適用していた政府貿易などの為替にも、外国為替取組証制度を適用することとしたので、外国為替売買は、事実上すべて自由市場レートによることとなった。ただ、台銀は為替の買入れのみにつき公定レートを残していたが、輸出業者は割損のため、売り上げるものもなく、事実上名目化していた（為替の売却は政府関係機関としては、台湾糖業公司が市中並みのレートで、これに応じてきた）。

今回の措置は、このような実状にかんがみ、ノミナルな公定相場を市中レート並みに改定したもので、実質的影響はないが、将来市中レートが軟化すれば、再度公定相場が遊離することとなる。

また、上記措置に続き、財政部は6月8日、新たに100元券を発行することを発表、翌9日から実施した。

ただし交換は、台湾銀行本店営業部の顧客にかぎり、5元および10元と引換えに漸進的に実施し、台銀支店および各金融機関の引換えには応じない。

100元券の発行については、すでに1949年6月公布の現行「新台幣発行弁法」第3条により規定されていたが、大額券発行の心理的影響を考慮し、その発行を繰り延べてきたものである。

最近における新台幣の価値は、10元当り約0.25米ドル（90日本円）と、上記弁法制定当時の10元当り2米ドルに比べ、約8分の1に下落しており、またこの間経済規模も拡大（1960年の工業生産は、1949年比約4倍に増加）しているので、従来の小額券（1元、5元および10元）だけでは不便にたえられないためである。

なお、前記発行弁法は改正されていないから、5元券、10元券も引き続き流通するものとされる。

◇台湾の第2次4か年計画実績

台湾政府は5月2日、第2次4か年計画（1957～60年）の実績概要を発表した。その要点は次のとおりである。

1. 投資 本計画期間中の総投資額は、221億元（9億米ドル見当）で当初計画を10.4%上回った。その内訳は、政府投資47.4億元（総額比21.5%）、民間投資89.9億元（40.9%）、米国援助83.6億元（3.4億米ドル見当37.6%）で、計画比それぞれ、19%減、33%増および12%増となっている（投資額は、第1次4か年計画の最終年度たる1956年基準の不变価格による）。

2. 生産 各年の前年比増加率は、農業生産においては逐年低下を示したが、工業生産においてはおむね順調な発展を示した。すなわち、

(1) 農業生産 1956年を100とする生産指数によれば、農業は1960年120.3に達し、年平均増加率は4.8%を示した。しかし、各年の前年比増加率をみると、1957年が9.5%の高率を示したものの、その後逐年低下し、1960年には1.5%にとどまった。これは、主として自然災害の影響によるものであるが、生産技術が向上しないため、農業の発展がほとんど限度に達していることによるものと説明している。

(2) 工業生産 生産指数は、1956年を100とし、1960年は157.6に達し、年平均増加率は12.1%となった。各年の前年比増加率は、1957年13.7%、1958年7.7%、1959年13%、1960年13.9%で、1958年が低下したほかはいずれも順調な伸長を示したが、これは、ここ数年来の生産設備拡充の結果であると説明している。

3. 運輸 鉄道輸送は、機関車、貨車などの増強により、輸送力はかなり増加したものの、まだ農工業生産の増加率を下回っている。一方、自動車輸送は、東西横断公路の建設などにより輸送力の増加がきわめて顕著であった。

すなわち、鉄道貨物輸送量は、1956年の16.2億トン・キロから1960年には18.8億トン・キロとなり、1956年比15.7%増、年平均増加率3.7%にとどまったが、一方、自動車貨物輸送量は1.5億トン・キロから3.1億トン・キロと、104.5%増、年平均19.6%の高い伸長率を示した。なお、両者を合算した年平均増加率は5.5%で、計画を達成した。

4. 貿易 輸出は本計画期間中6.6億米ドルと、ほぼ計画を達成したが、一方、輸入は、本計画の遂行により機械、その他資本財の輸入が増加したため、9.8億米ドルと計画を上回り、この間の入超3.2億米ドルは前記米国援助（3.4億米ドル見当）によって補填された。

5. 國民所得 本計画期間中に、不変価格で29.8%増、年平均6.8%の増加をみたが、一人当たり所得の増加は14.2%で、年平均3.4%増となっている（1960年中110米ドル見当）。

◇イランの輸入抑制措置

イラン商務省は、新年度（1961年3月21日～62年3月20日）の輸入見込みを約4億ドルに抑え（前年度実績485百万ドル）、このため、①輸入禁止品目（小麦粉、綿花、マッチなど主として國產品と競合する物資）の1割方拡大、および②商業利潤税（実質的には関税）適用品目の拡大ならびに主として不要不急品を対象とした税率の引上げなどを実行した。この間イラン国立銀行（Bank melli Iran）は、3月6日および6月4日の再度にわたり輸入抑制措置を強化したが、その概要は次のとおりである。

(1) 3月6日付け抑制措置

イ、機械類、薬品、化学品、化織系、鉄鋼製品（主として非國產品目および工業原材料）など13品目を除き、輸入はL/C決済とした（従来はL/C、D/A、D/P決済のいずれも認められ、日本の対イラン輸出の約半分はwithout L/Cであった）。ロ、L/C開設の保証マージンを次のとおり引き上げ、かつ現金積立とした。

①上記13品目のうち機械類25%、②同その他40%、③13品目以外の品目70%（従来は25～40%、マージン積立には、約手、商品、不動産などの担保も認められていたため、輸入抑制の効果があがらなかつた）。

(2) 6月4日付け抑制措置

約210品目に上る奢侈品、非必需品輸入のL/C開設を禁止した（これにより500万ドル見当の外貨節約が見込まれている）。

同國經濟は、第2次經濟開発7か年計画（1955～61年）の遂行に伴い、1958年以降輸入の増大により外貨事情が悪化し、國立銀行の金・外貨準備も、IMFからの外貨買入れ分を含めて本年3月末残高190百万ドルに減少している。

上記輸入抑制措置は、このような事情に対処してとられたものであるが、同國はこれまで建前として貿易制限を行なわず、前記商業利潤税の賦課によって間接的に輸入を抑制するにとどまっていた。しかも財政支出の膨張を主因とするインフレ傾向に対しては、國立銀行が金融引締めを行なったため、最近では産業活動の不活発が伝えられていた。上記2回にわたる輸入抑制措置の中でも、3月の措置には、この事情を考慮して国内産業保護の性格の濃いことがうかがわれる。また6月の措置は、一つにはさる5月に成立したアミニ新内閣の標榜する官民の耐乏生活による經濟再建の方針に沿い、奢侈品の輸入禁止の挙に出たものとみられる。